

京都市告示第582号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年2月24日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 旧 新 別 | 延長 | 敷地の幅員 |
|-------|-------------------|-------------|---------------|---------------------|
| 京都京北線 | 左京区鞍馬二ノ瀬町501番地地先内 | 旧 | メートル 36.00 | メートル 6.15 ~ 9.50 |
| | | 新 | 36.00 | 6.82 ~ 12.63 |

(建設局土木管理部道路明示課)